

別記様式

診 断 書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他の自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者ではないものと診断します。

年 月 日

医療機関名

医 師

（以下、該当する□内にレ点及び科目の項目がない場合は、空欄に科目を記載して下さい。）

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項に規定する**精神保健指定医**である。
- 上記精神保健指定医ではないが、
精神科 心療内科 神経内科
 科（診療科目を記載して下さい。）
を標榜し**2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師**である。
- その他、精神保健指定医等の専門医ではないが、**かかりつけ医として継続的に診断を行っているなど、上記の者の心身の状況について診断したことがある医師**である。

注1：申請者は住所、氏名、生年月日を含め、何も記載せず医師へ提出してください。

注2：この様式のほか、上記内容を満たした診断書であれば形式を問いません。

(裏面)

診断される医師の方へ

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）における猟銃等の所持許可等に係る申請に際しては、精神保健指定医等の専門医が作成した診断書を添付しなければならないとされており、当該医師の要件は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項に規定する精神保健指定医のほか、

○精神保健指定医ではないが、精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師

○精神保健指定医等の専門医ではないが、かかりつけ医として継続的に診断を行っているなど、被診断者の心身の状況について診断したことがある医師（申請書に添付する医師の診断書の作成日より前に1回以上、申請者の精神的又は身体的な状況について診断したことがある医師に限る）

とされています。

このようなことから、診断を行っていただく前に、医師の皆様により上記当該医師の要件のいずれかに該当するかを確認していただき、該当しない場合には診断できない旨を受診者に告げて頂くことをお願いします。

また、「かかりつけ医」であることについては、猟銃等所持許可申請者（被診断者）に、過去の受診歴を証明する物（例えば、初診日の記載された診察券、過去の領収書等）の提示を求めて確認を行うこととしており、これらにより確認を行うことが困難な場合には、診断書を作成した医師に照会をするなどして確認を行うこととしておりますので、その際は御協力をお願いします。

なお、本内容は、あくまで銃刀法に関する申請に使用する診断書に限るものであることを申し添えます。

内容についてご不明な点等がありましたら、

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係

TEL 058-271-2424（内線3184）

各警察署生活安全課許可等事務（銃砲）係

までご連絡下さい。

岐阜県警察本部生活安全部
生活安全総務課